

監査業務と不正等に関する実態調査

平成 26 年 5 月 23 日
日本公認会計士協会

本調査の目的と意義

企業会計審議会から「監査における不正リスク対応基準」が平成 25 年 3 月に公表されるなど、会計監査における不正への取組が大きな関心事となっている。このような状況を踏まえ、日本公認会計士協会では、公認会計士の不正な財務報告等に関する意識や過去の経験を調査し、不正な財務報告を未然に防止又は会計監査での適切な対応を行うための施策を検討する際の参考とするため、「監査業務と不正等に関する実態調査」を行った。

会計監査と不正との関係については、粉飾決算等の不正会計事案が起こるたびに社会一般においても大きな話題となる。しかし、実際の監査業務において、公認会計士がどのように不正等に対処しているかについては、守秘義務等の関係もあり、明らかになることは少ない。特に、公認会計士が指導性を発揮して、最終的に適正な財務報告がなされた場合など、「事件にならなかった」場合には、それが外部の目に触れることはほとんどない。

会計監査という専門性の高い領域であることも相まって、会計監査と直接関わることの少ない人々にとっては、公認会計士が監査業務の中でどのように不正の問題と対峙しているかについて、想像することは困難であろう。

当協会においても、監査時間や監査報酬などの監査業務の定量的な分析は、「監査実施状況調査」で毎年、定期的に行っているものの、本調査のような実態面に踏み込んだ調査はほとんど行ったことはなかった。本調査は、当協会が、不正な財務報告を未然に防止又は会計監査での適切な対応を行うための施策を検討する際の参考とするために行ったものであるが、会計監査の実態について、不正という切り口から調査を行った結果は、社会一般に対して、会計監査を理解してもらうための貴重な資料となるものと考えられる。

本調査の実施方法と回答状況

このような実態調査を行うことは、当協会でも初めての試みであるため、調査の対象とする期間をある程度長くとり、時に変遷により実態の変化があったか否かを含めた分析を行うことが有用と考えた。一方、会員の記憶を頼りに回答を依頼すること、会計基準や監査基準の変化を考えると、余りに長い期間を対象とした調査は困難であることが想定された。会計ビックバンによる会計基準の一連の大幅な変更が 10 年－15 年ほど前に行われたこと、平成 14 年の監査基準の大幅な変更が平成 15 年 3 月期から適用されていることを踏まえ、過去 10 年程度の監査業務について回答を求めることとした。

当協会の会員である公認会計士は、監査業務以外に税務、コンサルティング等の多様な業務に従事しており、また、近年は企業等に勤務する組織内会計士も増加している。本調査の調査目的と調査対象期間を考慮すると、過去 10 年間に於いて監査業務に従事している会員を対象に調査を行うことが適切であるが、そのような対象の絞り込みは困難である。また、「不正等との遭遇」を調査する目的に照らし、監査業務の全体を把握している監査責任者又はそれに準じた立場（監査チーム主査等）で監査業務に従事していた会員の方々からの情報を入手することを重視した。それらを勘案し、登録後 10 年以上の会員全てを対象にアンケートを依頼することにした。

アンケート方法として、正確かつ迅速な集計を可能にする観点、アンケート対象者以外による回答を防止する観点から、当協会会員専用ウェブサイト（会員マイページ）を使い、回答者自身が入力する方式を採用した。主として当協会会員専用メールアドレスへのメール送信により、アンケート依頼を行ったが、メールが未着のケースも多く見られた。また、会員マイページへのログインにパスワードが必要であり、パスワードを失念している会員が相当程度いたことが、回答率に影響を与えたと推測している。

上記方法により、平成26年2月21日から3月24日にかけてアンケートを実施した結果、アンケートの依頼対象者13,506人（平成26年1月末現在の会員数の51.5%）に対して1,013人から回答を得た（アンケート対象者に対する回答率7.5%）。

多数のアンケート対象者に回答を依頼し、回答があったものだけを分析する手法を採っているため、分析結果を理解するに当たり、寄せられた回答が、監査業務を行う公認会計士全体の傾向を正確に反映していない可能性があることに留意が必要である（不正等に関して意識の高い会員の回答率が高い、不正等に遭遇した経験のある会員の回答率が高い、又はその逆にこれらの会員の回答率が低いなど）。

本アンケートは以下の3部構成となっている。

I 回答者の属性に関する質問

回答者の属性に関する質問である。このセクションの最後において、「過去10年における業務内容を質問し、「監査業務に全く関与していない」との回答者は、これ以降のセクションには回答せず、アンケートを終了する形になっている。したがって、IIとIIIの回答者は、過去10年において、監査業務に何らかの形で関与した公認会計士のみで構成されている。

II 不正に関する全般的質問

不正等に関する意識など、回答者の考え方や過去の経験に関して、全般的な質問を行っている。また、過去10年程度における「不正等との遭遇」の件数について質問を行っている。

III 個別事案に関する質問

回答者が過去10年間程度において経験した「不正等との遭遇」に関して、個別に質問している。複数回遭遇した場合は、なるべく多くの事案についての入力を依頼している（最大入力件数10件）。アンケートの文面では、「件数が多い場合、重要と思われる事例等、2、3件に絞って回答いただいても結構です。」と記載している。

また、個別事案に関する質問は、守秘義務との関係などから、回答しづらいケースが多いと想定し、全ての必須回答項目に対して、「回答保留」欄を設け、回答者が回答しづらいと考える項目については、「回答保留」欄にチェックすることにより、回答を保留できることを明確にしている。

I 回答者の属性に関する質問（回答者数 1,013 人）

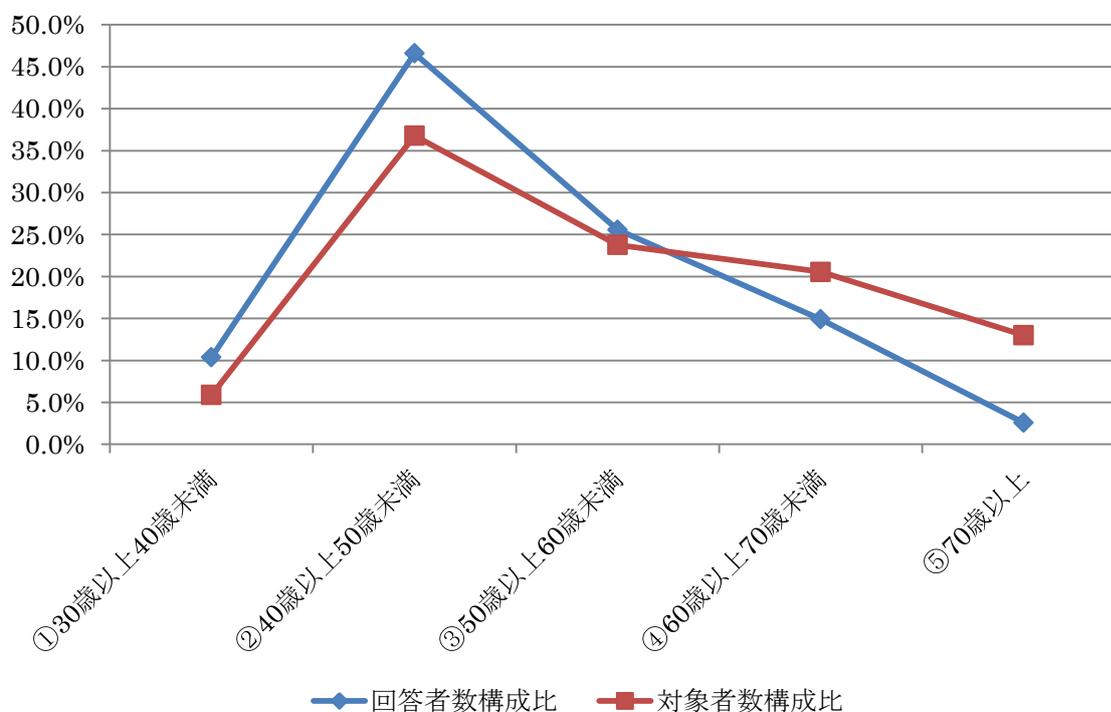
■ I-1 あなたの年齢は何歳ですか。

極端な傾向は見られないものの、年齢が上がるにつれて回答率が低くなる傾向が見られる。若年層の方が、監査法人に所属している傾向が高い（及び監査業務に従事している割合が高い）ことが影響しているものと思われる。

また、60歳以上の回答率が低い理由として、監査業務を行っていない会員が多いことに加え、会員マイページを利用したアンケート方法が影響している可能性がある。

回答	回答者		対象者		回答率
	人数	構成比	人数	構成比	
① 30歳以上40歳未満	105	10.4%	796	5.9%	13.2%
② 40歳以上50歳未満	472	46.6%	4,968	36.8%	9.5%
③ 50歳以上60歳未満	259	25.6%	3,210	23.8%	8.1%
④ 60歳以上70歳未満	151	14.9%	2,775	20.5%	5.4%
⑤ 70歳以上	26	2.6%	1,757	13.0%	1.5%
計	1,013	100%	13,506	100%	7.5%

I-1 回答者数構成比と対象者数構成比の比較（年齢層別）

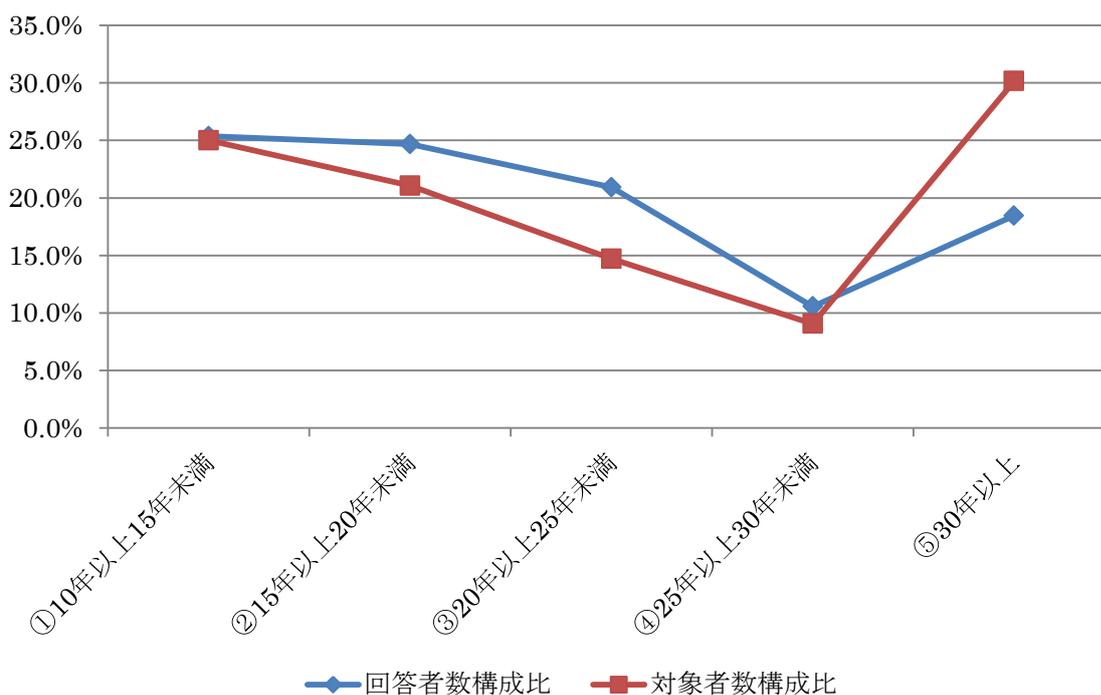


■ I-2 あなたは公認会計士登録をされてから何年経ちますか。

顕著な差は見られない。「⑤30年以上」の会員の回答率が低いのは、高齢の会員が多いためと思われる。

回 答	回答者		対象者		回答率
	人数	構成比	人数	構成比	
①10年以上 15年未満	257	25.4%	3,377	25.0%	7.6%
②15年以上 20年未満	250	24.7%	2,845	21.1%	8.8%
③20年以上 25年未満	212	20.9%	1,987	14.7%	10.7%
④25年以上 30年未満	107	10.6%	1,224	9.1%	8.7%
⑤30年以上	187	18.5%	4,073	30.2%	4.6%
計	1,013	100%	13,506	100%	7.5%

I-2 回答者数構成比と対象者数構成比の比較（登録年数別）



■ I-3 過去10年間におけるあなたの勤務(業務)形態を最もよく表すもの一つを選んで下さい。

平成25年9月に全会員を対象に実施した会員意識調査では、回答者の約45%が監査法人の社員・職員である。また、当協会での会員登録情報によると、全会員(公認会計士)のうち、監査法人に所属する会員は全体の約46%であり、本アンケート調査の対象者である登録10年以上の会員に限定するとその比率は約35%である。本アンケートでは、回答時点ではなく、過去10年間の勤務形態を質問しており、単純な比較はできないものの、本調査の回答者は、監査法人社員・職員の割合が73.6%と、アンケート対象会員の全体傾向に比べて高いものと思われる。

回 答	回答者数	構成比
①監査法人社員	432	42.6%
②監査法人職員	314	31.0%
③個人会計事務所自営・共同事務所構成員	169	16.7%
④個人会計事務所・共同事務所勤務	13	1.3%
⑤その他	85	8.4%
計	1,013	100%

■ I-4 過去10年におけるあなたの業務内容を最もよく表すもの一つを選んで下さい。

平成25年9月に実施した会員意識調査では、監査業務の従事割合(時間)が75%以上との回答が約39%となっていた。本アンケートでは、回答時点ではなく、過去10年間の業務内容を質問していることや、選択肢の設定の仕方が異なるため、単純な比較はできないものの、今回のアンケートでは、「主として監査業務に関与」との回答が63.8%と監査を中心に仕事をしている会員の回答割合が、会員全体傾向に比べて高いものと思われる。

回 答	回答者数	構成比
① 主として監査業務に関与	646	63.8%
② 監査業務と監査以外の業務に概ね等しく関与	135	13.3%
③ 主として監査以外の業務に関与	155	15.3%
④ 監査業務に全く関与していない	77	7.6%
計	1,013	100%

監査業務を過去10年間全く行っていないと回答した77人はこれ以降の質問には回答していない(Ⅱの設問への回答者数は936人)。

【回答率に関する分析】

I-4の回答傾向から分かるように、過去10年間に「主として監査業務に従事」している会員の回答率が高く、アンケート対象者全体での回答率は7.5%であるものの、本アンケート調査のターゲットであった監査業務を実施している会員から多くの回答を得ている。平成25年9月に実施した会員意識調査（監査業務の従事割合（時間）が75%以上との回答が約39%）との比較や、当協会の会員登録情報における監査法人所属者の比率（会員登録10年以上では約35%）との比較から推定すると、過去10年間に「主として監査業務に従事」していた会員からの回答率は、15%前後であったと分析される。

アンケート方法として、会員マイページを利用したが、ログインにパスワードが必要であり、パスワードを失念している会員や、アンケートが実施されていることに気が付かない会員（注）が相当程度いたことが、回答率に影響を与えたと推測している。

（注）主として当協会会員専用メールアドレスへのメール送信により、アンケート依頼を行ったが、メールが未着のケースも多く見られた。

【Ⅱの設問への回答者のプロフィール】

質問I-3とI-4のクロス集計から、Ⅱの設問に回答している936人のプロフィールを要約すると以下ようになる。

回 答		回答数	割合
主として監査業務に関与	① 監査法人社員	361	38.6%
	② 監査法人職員	269	28.7%
	その他(*1)	16	1.7%
	小計	646	69.0%
監査業務と監査以外の業務に概ね等しく関与	① 監査法人社員	57	6.1%
	② 監査法人職員	27	2.9%
	その他(*1)	51	5.4%
	小計	135	14.4%
主として監査業務以外の業務に関与	① 監査法人社員	11	1.2%
	② 監査法人職員	15	1.6%
	その他(*1)	129	13.8%
	小計	155	16.6%
合 計		936	100.0%
(参考) 監査業務に全く関与していない		77	—

*1: 選択肢のうち、③個人会計事務所自営・共同事務所構成員、④個人会計事務所・共同事務所勤務、⑤その他 の合計

II 不正に関する全般的質問（回答者数 936 人）

■ II-1 監査業務を通じて不正な財務報告に遭遇したことが何件くらいありますか。過去 10 年間程度を目安に、被監査会社（法人）の種類別におおよその件数をご記入下さい（同一の被監査会社（法人）に対するものであっても、その内容が異なる場合は、別のケースと考えて件数をカウントして下さい。また、審査担当者として関わった場合は、回答に含めないで下さい。）。

注：このアンケートにおいて「監査業務を通じて不正な財務報告等に遭遇した」（以下、「不正等との遭遇」という。）とは以下の場合のいずれかに当てはまるものを全て指します（必ずしも一般的な意味で「不正」に相当しないケースも含まれますが、アンケートの目的上、下記のような定義としております。）。

- 監査の過程で被監査会社（法人）の従業員等による資産の流用・窃用を発見した。
- 監査の過程で故意による財務諸表の虚偽表示をもたらす会計処理を発見した。
- 被監査会社（法人）から会計基準に抵触すると思われる（グレーゾーンも含む）会計処理を行いたい旨の相談を受けた。
- 被監査会社（法人）が作成した財務諸表原案に故意ではない財務諸表の虚偽表示があり、財務諸表の修正を被監査会社（法人）に求めたが強く抵抗された。

なお、財務諸表の虚偽表示、会計基準に抵触する会計処理には、正当な理由のない会計方針の変更や必要とされる開示が行われないなどの開示に関する事項も含まれます。

約半数（48.8%）の回答者が 1 件以上の「不正等との遭遇あり」と回答。回答者一人当たりの平均件数は 2.02 件。概ね件数が増えるにつれて回答分布は減少している。

監査の基準では、財務諸表監査における不正を「不当又は違法な利益を得るために他者を欺く行為を伴う、経営者、取締役等、監査役等、従業員又は第三者による意図的な行為」と定義し、「資産の流用」と「不正な財務報告」からなるとしている。本調査では、不正な財務報告に類似するケースを含めて幅広く実態を把握する目的から、「不正等との遭遇」を上記のように定義して、調査を行った。また、公認会計士が監査以外の業務（コンサルティング等）で、又は、会計監査人以外の立場（監査役、社外取締役等）で、不正等と遭遇するケースも考えられるが、本調査は、公認会計士の会計監査（外部監査）と不正等との関係を調べる目的で実施しているため、これらのケースは回答には含まれていない。

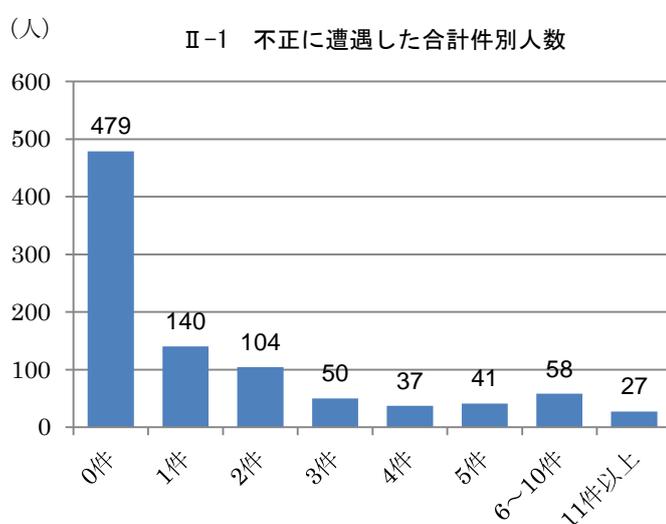
回 答	回答者数 (*1)	回答者数 ÷ 対象全体 (936)	件 数	件数 構成比	<参考> 監査業務全体における構成比 (*2)	
					監査 総時間	監査 報酬
上場企業	345	36.9%	1,051	55.5%	68.9%	67.6%
非上場営利企業	275	29.4%	743	39.2%	26.9%	27.6%
非営利法人（公的機関を含む）(*3)	63	6.7%	100	5.3%	4.3%	4.8%
	-	-	1,894	100.0%	100%	100%
※上記全てゼロで回答	479	51.2%	-	-		

回答者 1 人当たりの平均件数 2.02 件/人

- *1: 二つ以上のカテゴリーにまたがり回答しているケースがあるため、この欄の合計は回答者数(936人)に一致しない。
- *2: 公認会計士の監査業務全体に対する「上場企業」「非上場営利企業」「非営利法人」のカテゴリー別の割合として、当協会が法定監査を対象に毎年実施している「監査実施状況調査」の平成24年度(平成24年4月期から平成25年3月期に係る監査)のデータを用いた。
- *3: アンケートにおいては、「幼稚園のみを設置している都道府県知事所轄の学校法人」と「上記以外の非営利法人(公的機関を含む)」に分けて回答を求めている。両者の回答数が少ないため、回答結果を分類するに当たり、両者を合わせて分析している(以下、全て同様)。なお、「幼稚園のみを設置している都道府県知事所轄の学校法人」の回答件数は11件、「上記以外の非営利法人(公的機関を含む)」の回答件数は89件であった。

合計件数別人数

件数	回答者数	構成比
0	479	51.2%
1	140	15.0%
2	104	11.1%
3	50	5.3%
4	37	4.0%
5	41	4.4%
6-10	58	6.2%
11以上	27	2.9%
計	936	100%



【勤務（業務）形態別分析】

監査法人に所属する回答者の方が、それ以外の回答者に比べて、「不正等との遭遇」件数が多い傾向にある。監査法人に所属していない回答者は、監査業務に従事している割合が低いことを反映していると解釈できる。

また、監査法人社員と職員とでは、平均件数には大きな開きがあるものの、分布を見ると、例えば、ゼロ件の構成比に余り差がないなど、11件以上の構成比を除けば顕著な差は見られない。平均件数の差は「監査法人社員」に属する一部の回答者に非常に多くの「不正等との遭遇」があったことによるものと判断できる。

※質問Ⅰ－３とⅡ－１のクロス集計

件数	監査法人社員		監査法人職員		その他（*1）	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比
0	195	45.5%	139	44.7%	145	74.0%
1	66	15.4%	48	15.4%	26	13.3%
2	55	12.8%	41	13.2%	8	4.1%
3	22	5.1%	24	7.7%	4	2.0%
4	17	4.0%	18	5.8%	2	1.0%
5	22	5.1%	13	4.2%	6	3.1%
6-10	30	7.0%	24	7.7%	4	2.0%
11以上	22	5.1%	4	1.3%	1	0.5%
計	429	100%	311	100%	196	100%
平均件数	2.67 件／人		1.98 件／人		0.68 件／人	

*1：選択肢のうち、③個人会計事務所自営・共同事務所構成員、④個人会計事務所・共同事務所勤務、⑤その他 の合計

【監査への従事割合別分析】

当然のことではあるが、監査業務への従事割合が高い回答者が、「不正等との遭遇」件数が多い傾向にある。ただし、「主として監査業務に関与」と「監査業務と監査以外の業務に概ね等しく関与」している回答者の間では、顕著な差異は見られず、この二つのカテゴリーと「主として監査以外の業務に関与」している回答者の間には顕著な相違は見られた。

※質問Ⅰ－４とⅡ－１のクロス集計

件数	主として監査業務に関与		監査業務と監査以外の業務に概ね等しく関与		主として監査以外の業務に関与	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比
0	295	45.7%	68	50.4%	116	74.8%
1	97	15.0%	23	17.0%	20	12.9%
2	88	13.6%	11	8.1%	5	3.2%
3	39	6.0%	8	5.9%	3	1.9%
4	30	4.6%	5	3.7%	2	1.3%
5	32	5.0%	5	3.7%	4	2.6%
6-10	44	6.8%	10	7.4%	4	2.6%
11以上	21	3.3%	5	3.7%	1	0.6%
計	646	100%	135	100%	155	100%
平均件数	2.32 件／人		2.10 件／人		0.74 件／人	

■ II-2 不正な財務報告を防止する上で障害となっていると思われるものを以下から選んで下さい。(複数回答)

①②③のコーポレート・ガバナンスなど、財務報告や監査を巡る制度や環境に関する回答が比較的多い。また、④⑤の内部統制に関連する回答が少ない。設問が「不正な財務報告を防止」(*1)と限定しているため、「資産の流用」との関連性が深い内部統制に関する回答が少なくなった可能性がある。

また、⑧⑨といった監査人の選任に係る制度面の問題を挙げる回答は比較的少なく、⑦⑩といった監査の運用面での課題を挙げた回答が多い傾向が見られた。

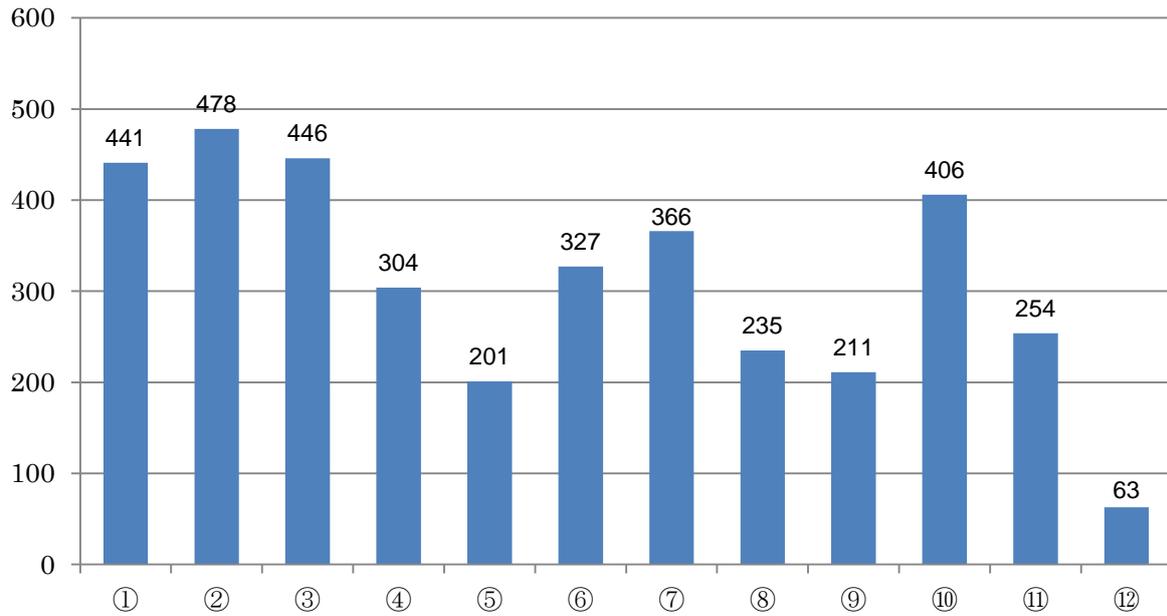
*1：監査の基準では、不正は「不正な財務報告（いわゆる粉飾）」と「資産の流用」に区分される。

回 答	回答件数	回答件数 / 対象者数 (936)
①不正な財務報告を行った経営者等に対する罰則・制裁の軽さ	441	47.1%
②監査役等、ガバナンスを担う人たちの能力や経営者に対する独立性	478	51.1%
③監査を巡る環境(財務報告や監査への関心・理解の低さ、不正な財務報告に協力する人達の存在など)	446	47.6%
④内部統制の整備・運用が十分でないこと	304	32.5%
⑤内部監査部門の能力・権限が十分でないこと	201	21.5%
⑥会計監査において、取引先等に対する反面調査を行うことが困難なこと	327	34.9%
⑦タイトな監査スケジュール	366	39.1%
⑧監査報酬の決定権が経営者にあること	235	25.1%
⑨被監査会社(法人)との契約に基づき監査を行うため、監査人の交代のプレッシャーがかかること	211	22.5%
⑩監査報酬の低さ又は監査時間の少なさ	406	43.4%
⑪監査人(公認会計士)の経験・能力の不足	254	27.1%
⑫その他(具体的に記入下さい)	63	6.7%

「⑫その他」の回答の内容を分析すると、経営者の不正防止に関する意識の低さ、倫理観の欠如といった経営者の資質等の問題を挙げる回答が22件と比較的多かった。選択肢の中に経営者の能力や資質に関する選択肢がなかったことが影響していると思われる。また、現行の品質管理制度や監査の基準がもたらす負の影響も含み、現在の監査が形式を重視しすぎており、実質的な深度ある監査ができていない点を指摘する回答が14件あった。

(件)

Ⅱ - 2 不正な財務報告を防止する上で障害となっていると思われるもの



■ II-3 「監査における不正リスク対応基準」が平成 25 年 3 月に公表され、上場企業等の平成 26 年 3 月期決算に係る財務諸表監査から適用されています。この基準に関連してお聞きます。

■ II-3 (1) あなたは同基準が適用される監査業務に現在従事していますか。

回 答	回答者数	構成比
①監査責任者として従事している業務がある	398	42.5%
②監査補助者としてのみ従事している	191	20.4%
③従事していない	347	37.1%
計	936	100%

■ II-3 (2) 同基準の適用が実務に与える影響について、あなたの考え方と最も近いものを一つ選んで下さい。

約 6 割 (58.8%) の回答者が監査実務に大きな影響を与える (②~④のいずれか) と回答。また、適用対象である上場企業等以外の監査実務にも大きな影響を与えるとの回答は少数 (12.4%) であった。

「上場企業等の監査実務に大きな影響を与える」との二つの選択肢のうち、「②従来にない内容が含まれている」ことを理由にした回答が、「③監査基準として別記された」ことを理由にした回答を上回った。

回 答	回答件数	構成比
① 従来から監査基準委員会報告書等で規定されている内容が、基準として別建てされたものが大部分であり、 <u>上場企業等の監査実務に与える影響は余りない。</u>	386	41.2%
② 基準の記載内容の多くは、従来から監査基準委員会報告書等で規定されていたものであるが、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合等、一定の場合の手続きを指定するなどの従来の監査基準や監査基準委員会報告書等にはない内容も含まれており、 <u>上場企業等の監査実務に大きな影響を与える。</u>	253	27.0%
③ 基準の記載内容の多くは、従来から監査基準委員会報告書等で規定されていたものであるが、改めて監査基準として別記された意味は大きく、 <u>上場企業等の監査実務に大きな影響を与える。</u>	181	19.3%
④ 基準の適用対象は上場企業等に限定されているが、それ以外の監査業務を含め、 <u>監査実務に大きな影響を与える。</u>	116	12.4%
計	936	100%

※質問Ⅱ-3（1）とⅡ-3（2）のクロス集計結果

監査における不正リスク対応基準に「監査責任者として従事している業務がある」会員と「監査補助者としてのみ従事している」会員との間で回答傾向に差が見られた。「監査責任者として従事している業務がある」会員は、「監査補助者としてのみ従事している」会員に比べ、「①上場企業等の監査実務に与える影響は余りない。」の回答が少なく、「③監査基準として別記された意味は大きく、上場企業等の監査実務に大きな影響を与える。」の回答が多い傾向が見られた。

監査責任者の方が、不正リスク対応基準の監査実務に与える影響を深刻に捉えていることがうかがえる。一つの解釈として、監査責任者の方が、監査補助者に比べ、不正等の発見に関する監査事務所のレピュテーション・リスクや訴訟リスクに対して、敏感であり、監査基準として別記されたことの影響を強く受け取っていることが考えられる。

回答		①	②	③	④	計
監査責任者として従事している業務がある	件数	152	107	90	49	398
	構成比	38.2%	26.9%	22.6%	12.3%	100%
監査補助者としてのみ従事している	件数	94	46	30	21	191
	構成比	49.2%	24.1%	15.7%	11.0%	100%
従事していない	件数	140	100	61	46	347
	構成比	40.3%	28.8%	17.6%	13.3%	100%
計	件数	386	253	181	116	936
	構成比	41.2%	27.0%	19.3%	12.4%	100%

■Ⅱ-4 不正の財務報告と会計監査の関係について、その他にお考えの点があれば自由に記載して下さい。

全回答者 936 人中 126 人 (13.5%) がこの質問に対して記述を行っている。その記載内容は多岐にわたっているが、それを内容別に分類すると以下のとおりである。なお、一人の回答者の回答を複数の分類項目にカウントしている場合もある。

(ア) 監査で不正を発見することの困難さを指摘するコメント (37 件)

この中で最も多かったのが、監査の固有の限界や不正が巧妙な隠ぺいを伴った場合、監査で不正を発見することの困難さを指摘したものである (13 件)。また、監査時間や監査報酬が十分でない中で不正を発見することの困難さを指摘したもの (7 件)、監査法人間の顧客獲得競争が不正の発見・対応に負の影響を与えているとの指摘 (6 件)、タイトな監査スケジュールが不正発見を困難にしているとの指摘 (5 件) などが比較的多く見られた。

(イ) 現行の監査制度等を前提とした改善への提案 (28 件)

具体的な提案の中身は非常に多岐にわたっており、分類が困難であるが、公認会計士試験制度の改善や資格取得後の教育の在り方を含めた監査人の能力向上に関するもの (5 件) や、経営者とのコミュニケーションの強化や信頼関係の構築の必要性を指摘したもの (4 件)、期待ギャップの解消のために、社会一般に対して、監査を理解してもらう取組の必要性を指摘したもの (3 件)、などが目立った。

(ウ) 不正リスク対応基準に関するコメント (21 件)

同基準によって、監査人の責任が高まったとの指摘（中立的なもの、懸念するもの双方を含む：4 件）、同基準が不正の抑止や不正に対処する監査人の立場の強化などに役立つなどの肯定的評価（3 件）、実質的な意義はないとのコメント（3 件）、同基準によって文書化などの形式的に必要なとされる業務に傾注する傾向が強まることにより、監査の品質が実質的に低下する懸念を指摘する意見（3 件）などが見られた。総じて、肯定的なコメントより、様々な懸念（期待ギャップの拡大、現実的な対応の困難さ）を指摘するコメントが多かった。

(エ) 不正の防止のために監査以外での対応の必要性を強調するコメント (16 件)

経営者の意識の改革が必要との指摘（5 件）、不正を行った経営者の罰則の強化が必要との指摘（3 件）などが見られた。

(オ) 監査での不正発見の強化のためには制度の変更が必要との指摘 (14 件)

被監査会社（法人）から報酬をもらう制度の見直しや反面調査権の付与など監査制度の建てつけの全面的変更が必要とのコメント（6 件）、究極的には警察などの公的権力の介入がないと不正の発見が困難との指摘（3 件）などが見られた。

ただし、これらの記述を行った回答者は、このような制度変更が本気で必要と考えているというよりは、監査において不正の発見を強化するためには、このような制度変更が必要だが、それで本当にいいのか、といった問題提起の側面を有するニュアンスのものが多かったことに留意が必要である。

上記以外に、現在の品質管理制度が、逆に実質的な監査の品質を損ねている面があるとの指摘（6 件、例：多大な文書化の要請が深度ある監査の実施を妨げている）や監査において不正の問題を強調しすぎることへの懸念（6 件、例：期待ギャップの拡大）などが見られた。

Ⅲ 個別事案に関する質問（母数 504 件（457 人回答））

Ⅱ-1で回答された「不正等との遭遇」について個別にお聞きします。件数が多い場合、重要と思われる事例等、2、3件に絞って回答いただいても結構です。また、必須の回答項目のうち、あなたが回答しづらいと考える項目については、「回答保留」欄にチェックすることにより、回答を保留していただいても結構です。最大で10件まで入力できます。

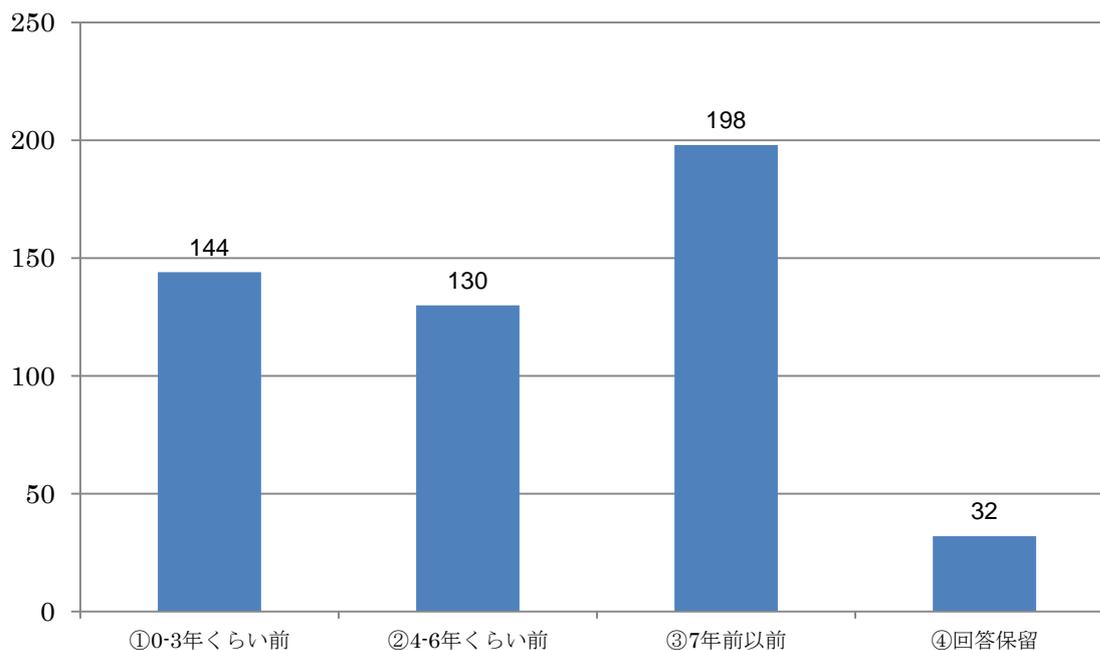
「Ⅱ-1 監査業務を通じて不正な財務報告に遭遇したことが何件くらいありますか。」との質問に、1件でも「ある」と回答した457人が、合計504件について回答を寄せている（回答者に対して、必ずしも全てのケースについて回答を求めているいないため、合計件数はⅡ-1の回答合計1,894件よりも少なくなっている。）。

回答者がより重要と考えた「不正等との遭遇」についてのみ回答を行うことによる回答傾向の偏りが生じている可能性に留意が必要である。また、複数の回答者が同一の事案について回答を行っている可能性もある。

■Ⅲ-1 この「不正等との遭遇」は、何年くらい前のことですか。

回答	回答件数	構成比
①0-3年くらい前	144	28.6%
②4-6年くらい前	130	25.8%
③7年前以前	198	39.3%
④回答保留	32	6.3%
計	504	100%

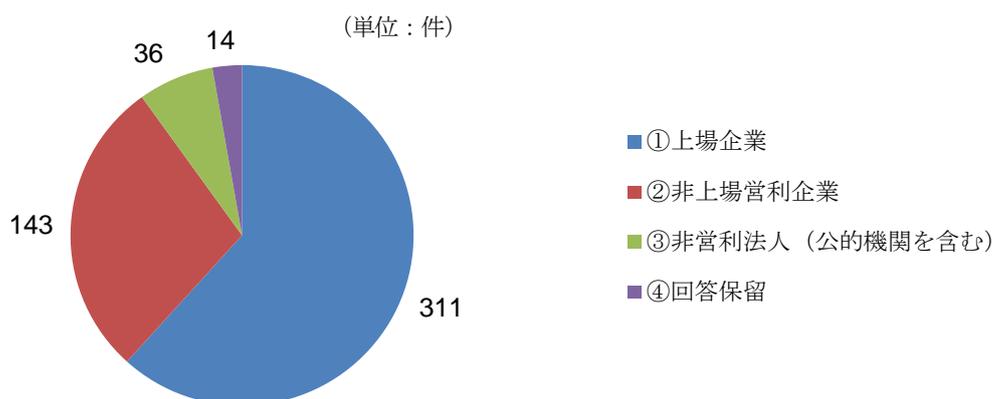
(件) Ⅲ-1 「不正等との遭遇」は何年くらい前のことですか



■Ⅲ-2 この「不正等との遭遇」は、どのような種類の被監査会社（法人）に対するものですか。

回答	回答件数	構成比
①上場企業	311	61.7%
②非上場営利企業	143	28.4%
③非営利法人(公的機関を含む)	36	7.1%
④回答保留	14	2.8%
計	504	100%

Ⅱ-1への回答では、上場企業の回答が、全体の55.5%であったので、個別事案に関する質問への回答は、やや上場企業に偏っている傾向がある。



■Ⅲ-3 この「不正等との遭遇」があった時のあなたの当該監査業務における立場はどのようなものであったでしょうか。

回答	回答件数	構成比
①監査業務責任者	240	47.6%
②監査業務補助者	241	47.8%
③回答保留	23	4.6%
計	504	100%

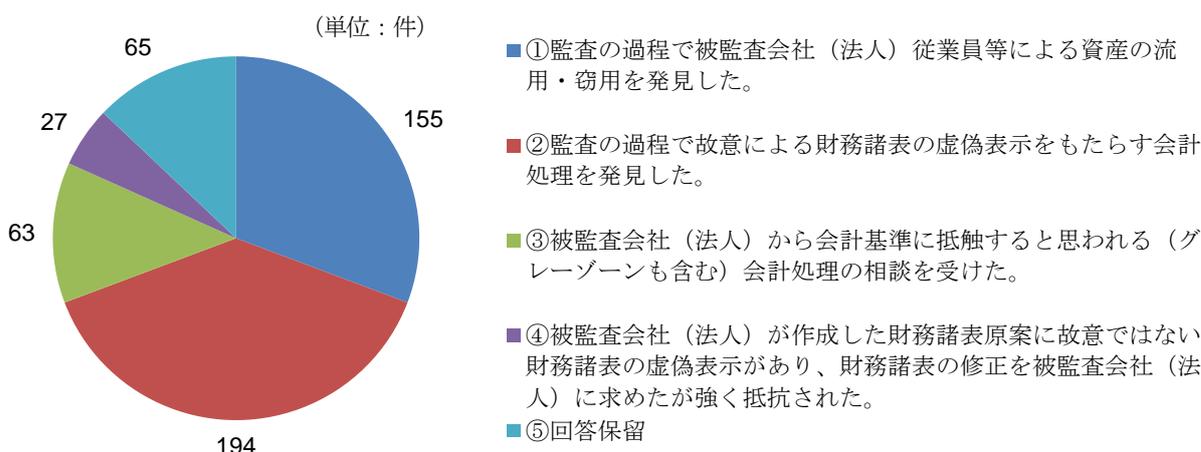
注：本調査は会員（公認会計士）登録10年以上の会員に対して、概ね過去10年間の監査業務に関して質問している。したがって、監査業務補助者としての「不正等との遭遇」の経験も、少なくとも公認会計士登録後の経験が回答されている。なお、多くの場合、公認会計士試験（旧公認会計士2次試験）合格後、監査業務に補助者として従事し、3-5年程度で公認会計士登録することになる。上記の回答で「②監査業務補助者」となっている者も監査チームの中で「主査（＝監査チームの現場責任者）」などのある程度の責任あるポジションで監査業務に関わっていたケースが多いと推察できる。

■Ⅲ-4 この「不正等との遭遇」の内容は次のどれに当たりますか。最も当てはまるものを選んで回答してください。

「②故意による財務諸表の虚偽表示をもたらす会計処理を発見した。」と「①資産の流用・窃用を発見した。」の割合が高い。なお、Ⅲ-6「不正等に気付いたきっかけ」の回答とのクロス集計によると、66件（全体の13.1%）は、監査人が「証憑突合、文書の査閲等の上記以外の監査手続」から「①資産の流用・窃用を発見」しているケースである。

「③被監査会社（法人）から会計基準に抵触すると思われる（グレーゾーンも含む）会計処理の相談を受けた。」及び「④被監査会社（法人）が作成した財務諸表原案に故意ではない財務諸表の虚偽表示があり、財務諸表の修正を被監査会社（法人）に求めたが強く抵抗された。」の回答件数が少ないが、「会計基準に抵触すると思われる」、「強く抵抗」など、回答者の主観的な判断に左右されやすい表現が入っていたことが影響した可能性がある。

回 答	回答 件数	構成比
①監査の過程で被監査会社（法人）従業員等による資産の流用・窃用を発見した。	155	30.8%
②監査の過程で故意による財務諸表の虚偽表示をもたらす会計処理を発見した。	194	38.5%
③被監査会社（法人）から会計基準に抵触すると思われる（グレーゾーンも含む）会計処理の相談を受けた。	63	12.5%
④被監査会社（法人）が作成した財務諸表原案に故意ではない財務諸表の虚偽表示があり、財務諸表の修正を被監査会社（法人）に求めたが強く抵抗された。	27	5.4%
⑤回答保留	65	12.9%
計	504	100%



※質問Ⅲ-1とⅢ-4とのクロス集計

「0-3年くらい前」と「7年前以前」を比較すると、「②故意による財務諸表の虚偽表示をもたらす会計処理を発見した。」の割合が減少し、「①資産の流用・窃用を発見した。」の割合が増加している。

一つの解釈として、故意による財務諸表の虚偽表示を被監査会社（法人）が行うこと自体が、従前に比べて減ってきている可能性が考えられる。

回答		①	②	③	④	⑤	計
0-3年くらい前	件数	55	43	20	7	19	144
	構成比	38.2%	29.9%	13.9%	4.9%	13.2%	100%
4-6年くらい前	件数	37	52	14	9	18	130
	構成比	28.5%	40.0%	10.8%	6.9%	13.8%	100%
7年前以前	件数	59	91	26	6	16	198
	構成比	29.8%	46.0%	13.1%	3.0%	8.1%	100%
回答保留	件数	4	8	3	5	12	32
	構成比	12.5%	25.0%	9.4%	15.6%	37.5%	100%
計	件数	155	194	63	27	65	504
	構成比	30.8%	38.5%	12.5%	5.4%	12.9%	100%

■Ⅲ-5 この「不正等との遭遇」の内容について当てはまるものを選んで下さい。(複数回答)
(無回答1)

「⑩資産の実在性」と「①循環取引等による売上の架空計上」の回答が多い。⑩と①の重複回答33件を除くと、売上の架空計上か資産の実在性のいずれかに関する不正等が271件と全体の5割超(53.8%)を占める。

回 答	回答件数	回答件数/ 対象全体(504)
①循環取引等による売上の架空計上	128	25.4%
②企業結合に関するもの	9	1.8%
③資産・負債のオフバランス化に関するもの	33	6.5%
④連結の範囲に関するもの	26	5.2%
⑤会計方針の不適切な変更	12	2.4%
⑥繰延税金資産の計上額に関するもの	15	3.0%
⑦のれんの計上額、減損の是非に関するもの	11	2.2%
⑧金融商品の評価に関するもの	29	5.8%
⑨上記以外の資産の評価減の是非、金額に関するもの	43	8.5%
⑩資産の実在性に関するもの	176	34.9%
⑪引当金等、負債の未計上・計上金額に関するもの	52	10.3%
⑫その他	151	30.0%
⑬回答保留	21	4.2%
計	706	-

※質問Ⅲ-2とⅢ-5のクロス集計

非営利法人に関しては、営利法人で多く見られる「①売上の架空計上」の回答が皆無であり、「⑫その他」の回答割合が高い。事案数が少なく、明確な分析は難しいものの、非営利法人の不正等の態様は営利法人とは大きく異なっていることを示唆している。

回 答		①	⑩	⑪	⑫	計
上場企業	件数	91	106	36	87	458
	分母:Ⅲ-2(311)	29.3%	34.1%	11.6%	28.0%	147.3%
非上場営利企業	件数	34	57	11	43	184
	分母:Ⅲ-2(143)	23.8%	39.9%	7.7%	30.1%	128.7%
非営利法人(公的機関を含む)	件数	0	10	5	14	42
	分母:Ⅲ-2(36)	0.0%	27.8%	13.9%	38.9%	116.7%
回答保留	件数	3	3	0	7	22
	分母:Ⅲ-2(14)	21.4%	21.4%	0.0%	50.0%	157.1%
計	件数	128	176	52	151	706
	分母:Ⅲ-2(504)	25.4%	34.9%	10.3%	30.0%	140.1%

※質問Ⅲ-4とⅢ-5とのクロス集計

「監査の過程で被監査会社（法人）従業員等による資産の流用・窃用を発見した。」場合は、「①循環取引等による売上の架空計上」が極端に少なく、「⑩資産の実在性に関するもの」と「⑫その他」が多い。「資産の流用・窃用」であるため、「資産の実在性」に結びつくケースが多いものと考えられる。

「監査の過程で故意による財務諸表の虚偽表示をもたらす会計処理を発見した。」場合は、①が多く⑫が少ない。

「被監査会社（法人）から会計基準に抵触すると思われる（グレーゾーンも含む）会計処理の相談を受けた。」の場合は、①と⑩が少なく、「③資産・負債のオフバランスに関するもの」、「⑨上記以外の資産の評価減の是非、金額に関するもの」、「⑪引当金等、負債の未計上・計上金額に関するもの」などが多い。会計処理の相談であるので、判断や見積りの要素が含まれる項目が中心になると考えられる。

回答		①	③	⑨	⑩	⑪	⑫	計
監査の過程で被監査会社（法人）従業員等による資産の流用・窃用を発見した。	件数	22	10	3	78	4	63	187
	分母Ⅲ-4(155)	14.2%	6.5%	1.9%	50.3%	2.6%	40.6%	120.6%
監査の過程で故意による財務諸表の虚偽表示をもたらす会計処理を発見した。	件数	75	10	23	78	28	39	296
	分母Ⅲ-4(194)	38.7%	5.2%	11.9%	40.2%	14.4%	20.1%	152.6%
被監査会社（法人）から会計基準に抵触すると思われる（グレーゾーンも含む）会計処理の相談を受けた。	件数	11	8	10	6	13	15	103
	分母Ⅲ-4(63)	17.5%	12.7%	15.9%	9.5%	20.6%	23.8%	163.5%
被監査会社（法人）が作成した財務諸表原案に故意ではない財務諸表の虚偽表示があり、財務諸表の修正を被監査会社（法人）に求めたが強く抵抗された。	件数	1	2	4	3	4	12	36
	分母Ⅲ-4(27)	3.7%	7.4%	14.8%	11.1%	14.8%	44.4%	133.3%
回答保留	件数	19	3	3	11	3	22	84
	分母Ⅲ-4(65)	29.2%	4.6%	4.6%	16.9%	4.6%	33.8%	129.2%
計	件数	128	33	43	176	52	151	706
	分母Ⅲ-4(504)	25.4%	6.5%	8.5%	34.9%	10.3%	30.0%	140.1%

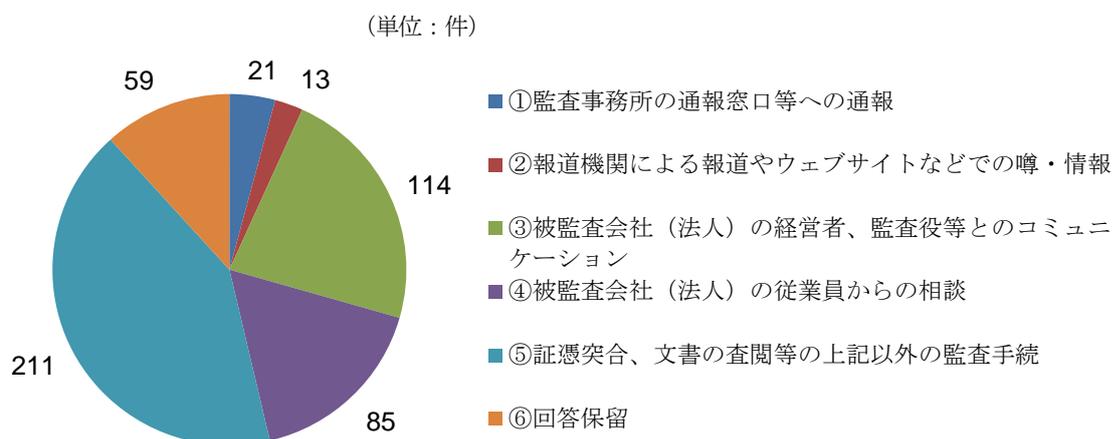
■Ⅲ-6 この不正等の可能性にあなた（監査チーム）が気付いたきっかけは何でしたか。最も当てはまるものを一つ選んで下さい。（無回答1）

全体としては、「⑤証憑突合、文書の査閲等の上記以外の監査手続」が多数を占めるが、最近の事例になるほど、⑤の割合が減少し、「③経営者、監査役等とのコミュニケーション」や「④従業員からの相談」が占める割合が増加している。

平成21年3月期から上場企業を対象に内部統制報告・監査制度が適用されており、被監査会社による内部統制の整備・運用の強化が被監査会社（法人）の不正発見能力を高めている可能性が考えられる。

なお、設問は「監査人（監査チーム）が不正等の可能性に気付いたきっかけ」を質問しており、「不正が発覚した」又は「被監査会社（法人）が不正等の可能性に気付いた」きっかけではないことに留意が必要である。被監査会社（法人）の通報窓口への通報、内部監査、税務調査などで、不正が発覚することがあるが、それを監査人がどのようにして気付いたのかが質問の趣旨である。例えば、その事実を経営者から知らされたのであれば③の回答になるし、その事実を報告する取締役会議事録等の文書を監査人が査閲して気付いたのであれば、⑤の回答になる。

回 答	回答件数	構成比
①監査事務所の通報窓口等への通報	21	4.2%
②報道機関による報道やウェブサイトなどでの噂・情報	13	2.6%
③被監査会社（法人）の経営者、監査役等とのコミュニケーション	114	22.7%
④被監査会社（法人）の従業員からの相談	85	16.9%
⑤証憑突合、文書の査閲等の上記以外の監査手続	211	41.9%
⑥回答保留	59	11.7%
計	503	100%



※質問Ⅲ-1とⅢ-6とのクロス集計

回答		①	②	③	④	⑤	⑥	計
0-3年くらい前	件数	9	2	44	34	40	15	144
	構成比	6.3%	1.4%	30.6%	23.6%	27.8%	10.4%	100%
4-6年くらい前	件数	8	3	37	19	48	15	130
	構成比	6.2%	2.3%	28.5%	14.6%	36.9%	11.5%	100%
7年前以前	件数	4	8	28	30	111	16	197
	構成比	2.0%	4.1%	14.2%	15.2%	56.3%	8.1%	100%
回答保留	件数	0	0	5	2	12	13	32
	構成比	0.0%	0.0%	15.6%	6.3%	37.5%	40.6%	100%
計	件数	21	13	114	85	211	59	503
	構成比	4.2%	2.6%	22.7%	16.9%	41.9%	11.7%	100%

■Ⅲ-7 この「不正等との遭遇」に関して、差し障りのない範囲でその概略を記載して下さい（概略を記載すると、どの会社の事例が類推できてしまうなど、守秘義務に抵触せずに記載することが困難と思われる場合は、結構です。）。

この質問に対して、504件中211件（41.9%）で回答の記述があった。記載内容は多岐にわたり、系統だった分析を行うことが困難であったが、分類が可能な回答に関する特徴的な回答傾向を示すと以下の2点である。

(ア) いわゆる循環取引であると思われる回答内容は13件、循環取引であるかは明確ではないものの、取引先との共謀のある売上の架空計上と思われる内容は5件であった。

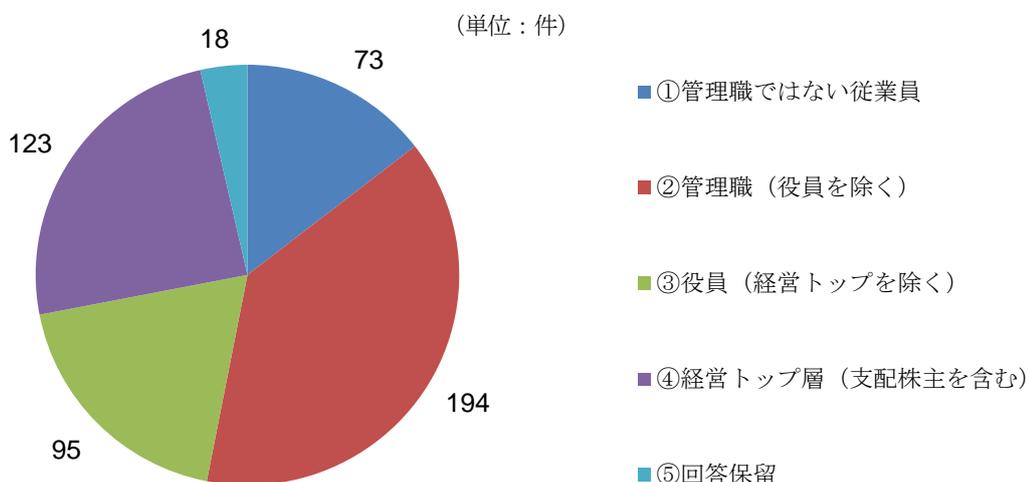
(イ) 子会社での不正等と思われる回答内容は15件であった。また、子会社を利用した（例：子会社への押し込み販売）不正等と思われる回答内容は7件であった。連結財務諸表の作成とその監査を前提とすると、被監査会社（法人）の経営者や監査人は、子会社での不正についても親会社と同様の対応が求められることになるが、親会社に比較すると子会社でのガバナンスや内部統制が十分ではないケースがあり、子会社を舞台とした不正等が比較的多く見られることを示唆しているように思われた。

■Ⅲ-8 被監査会社（法人）の関与のレベル

あなたの判断では、この不正等に関与していた最も高位の被監査会社（法人）の関係者はどのレベルでしたか。（無回答1）

「②管理職（役員を除く）」の回答が最も多く4割近くを占めた。
 「④経営トップ層（支配株主を含む）」の回答も全体の約4分の1となっている。最近の案件になるほど、④の割合は減ってきている。
 一つの解釈として、経営トップ層の関与する「不正な財務報告」は、その発生自体が減少傾向にあると考えられる。Ⅲ-1とⅢ-4のクロス集計結果では、「0-3年くらい前」と「7年前以前」を比較すると、「②故意による財務諸表の虚偽表示をもたらす会計処理を発見した。」の割合が減少し、「①資産の流用・窃用を発見した。」の割合が増加している。この点も、この解釈を裏付けている。

回答	回答件数	構成比
①管理職ではない従業員	73	14.5%
②管理職（役員を除く）	194	38.6%
③役員（経営トップを除く）	95	18.9%
④経営トップ層（支配株主を含む）	123	24.5%
⑤回答保留	18	3.6%
計	503	100%



※質問Ⅲ-1とⅢ-8とのクロス集計

回答		①	②	③	④	⑤	計
0-3年くらい前	件数	26	70	27	20	1	144
	構成比	18.1%	48.6%	18.8%	13.9%	0.7%	100%
4-6年くらい前	件数	19	50	27	30	4	130
	構成比	14.6%	38.5%	20.8%	23.1%	3.1%	100%
7年前以前	件数	25	67	40	61	4	197
	構成比	12.7%	34.0%	20.3%	31.0%	2.0%	100%
回答保留	件数	3	7	1	12	9	32
	構成比	9.4%	21.9%	3.1%	37.5%	28.1%	100%
計	件数	73	194	95	123	18	503
	構成比	14.5%	38.6%	18.9%	24.5%	3.6%	100%

※質問Ⅲ-5とⅢ-8とのクロス集計（一部抜粋）

「④経営トップ層（支配株主を含む）」が関与する割合は、「循環取引等による売上の架空計上」と「引当金等、負債の未計上・計上金額に関するもの」で相対的に高く、「資産の実在性に関するもの」で相対的に低い。

Ⅲ-4とⅢ-5のクロス集計において、「監査の過程で被監査会社（法人）従業員等による資産の流用・窃用を発見した。」ケースでは、「資産の実在性」を挙げるケースが多く、「売上の架空計上」を挙げるケースが少ないことが示されている。従業員不正と関連性の強い「資産の流用・窃用」との相関関係の強弱が、このような結果につながっていると考えられる。

回答		①	②	③	④	⑤	計
循環取引等による売上の架空計上	件数	14	39	23	49	3	128
	構成比	10.9%	30.5%	18.0%	38.3%	2.3%	100%
資産の実在性に関するもの	件数	30	72	29	42	3	176
	構成比	17.0%	40.9%	16.5%	23.9%	1.7%	100%
引当金等、負債の未計上・計上金額に関するもの	件数	1	16	16	19	0	52
	構成比	1.9%	30.8%	30.8%	36.5%	0.0%	100%
その他	件数	30	71	20	26	4	151
	構成比	19.9%	47.0%	13.2%	17.2%	2.6%	100%
回答保留	件数	2	5	2	3	9	21
	構成比	9.5%	23.8%	9.5%	14.3%	42.9%	100%
計	件数	82	245	157	198	24	706
	構成比	11.6%	34.7%	22.2%	28.0%	3.4%	100%

■Ⅲ-9 被監査会社（法人）外部との協力

あなたの判断では、この不正等は、被監査会社（法人）の外部（取引先、金融機関など）との協力で行われたものですか。（無回答1）

回 答	回答件数	構成比
①はい	165	32.8%
②いいえ	296	58.8%
③よくわからない	26	5.2%
④回答保留	16	3.2%
計	503	100%

※質問Ⅲ-2とⅢ-9とのクロス集計

上場企業に関しては、外部の協力があるケースが相対的に多い。一つの解釈として、上場企業は他と比べて内部統制が整備されている程度が高く、外部者の協力なしに不正等を行うことが困難であることが理由と思われる。

非営利法人（公的機関を含む）に関しては、外部の協力がないケースが非常に多い。Ⅲ-2とⅢ-5のクロス集計では、非営利法人（公的機関を含む）には、「売上の架空計上」が極端に少ないことが示されている。また、Ⅲ-5とⅢ-9のクロス集計では、「売上の架空計上」に外部の協力があるケースが多いことが示されている。一つの解釈として、非営利法人（公的機関を含む）には、「売上の架空計上」が極端に少ないことが、このような結果につながったものと思われる。

回 答		①	②	③	④	計
上場企業	件数	123	163	16	8	310
	構成比	39.7%	52.6%	5.2%	2.6%	100%
非上場営利企業	件数	36	98	8	1	143
	構成比	25.2%	68.5%	5.6%	0.7%	100%
非営利法人(公的機関を含む)	件数	4	31	1	0	36
	構成比	11.1%	86.1%	2.8%	0.0%	100%
回答保留	件数	2	4	1	7	14
	構成比	14.3%	28.6%	7.1%	50.0%	100%
計	件数	165	296	26	16	503
	構成比	32.8%	58.8%	5.2%	3.2%	100%

※質問Ⅲ-5とⅢ-9とのクロス集計（一部抜粋）

「循環取引等による売上の架空計上」に関しては、外部の協力があるケースが非常に多い。循環取引に典型的に見られるように、売上の架空計上を行うためには、何らかの外部の協力が必要なケースが多いことを示唆している。

回答		①	②	③	④	計
循環取引等による売上の架空計上	件数	80	34	13	1	128
	構成比	62.5%	26.6%	10.2%	0.8%	100%
資産の実在性に関するもの	件数	50	110	12	4	176
	構成比	28.4%	62.5%	6.8%	2.3%	100%
引当金等、負債の未計上・計上金額に関するもの	件数	13	35	3	1	52
	構成比	25.0%	67.3%	5.8%	1.9%	100%
その他	件数	48	94	5	4	151
	構成比	31.8%	62.3%	3.3%	2.6%	100%
全体	件数	165	296	26	16	503
	構成比	32.8%	58.8%	5.2%	3.2%	100%

※質問Ⅲ-6とⅢ-9とのクロス集計

事案数は少なく、明確な分析は難しいものの「通報窓口等への通報」や「報道機関の報道等」がきっかけで不正等に気付いたケースでは、「①外部との協力がある」ケースが非常に多い。一つの解釈として、外部との協力があるケースでは、一般的な監査手続による不正等の発見がより困難であり、上記のようなきっかけで監査人が不正等に気付くケースが多いと考えられる。

また、「証憑突合、文書の査閲等の上記以外の監査手続」を不正等に気付くきっかけとしているケースは、「①外部との協力がある」ケースでは少なく（165件中56件：33.9%）、「②外部との協力が無い」ケースでは多く（296件中142件：48.0%）なっており、外部との協力がある場合に一般的な監査手続で不正等を見出すことの困難さを示唆している。

回答		①	②	③	④	計
監査事務所の通報窓口等への通報	件数	13	8	0	0	21
	構成比	61.9%	38.1%	0.0%	0.0%	100%
報道機関による報道やウェブサイトなどでの噂・情報	件数	10	3	0	0	13
	構成比	76.9%	23.1%	0.0%	0.0%	100%
被監査会社(法人)の経営者、監査役等とのコミュニケーション	件数	39	67	6	2	114
	構成比	34.2%	58.8%	5.3%	1.8%	100%
被監査会社(法人)の従業員からの相談	件数	28	50	6	1	85
	構成比	32.9%	58.8%	7.1%	1.2%	100%
証憑突合、文書の査閲等の上記以外の監査手続	件数	56	142	12	1	211
	構成比	26.5%	67.3%	5.7%	0.5%	100%
回答保留	件数	19	26	2	12	59
	構成比	32.2%	44.1%	3.4%	20.3%	100%
計	件数	165	296	26	16	503
	構成比	32.8%	58.8%	5.2%	3.2%	100%

※質問Ⅲ-8とⅢ-9のクロス集計

経営トップ層が関与している不正等の場合は、外部協力があるケースが相対的に多い。また、管理職ではない従業員しか関与していない不正等の場合は、外部協力がないケースが相対的に多い。

経営者が内部統制を無効化して不正等を行うことが可能であることを考慮すると、経営トップ層が関与している不正等の場合は、外部協力があるケースが多いことはやや意外な結果に思える。一つの解釈として、経営トップ層が関与する不正等は重大なものが多く、その場合には、外部との協力なしに行うことが困難であることを示唆している可能性がある。

回答		①	②	③	④	計
管理職ではない従業員	件数	17	54	1	1	73
	構成比	23.3%	74.0%	1.4%	1.4%	100%
管理職(役員を除く)	件数	60	120	10	4	194
	構成比	30.9%	61.9%	5.2%	2.1%	100%
役員(経営トップを除く)	件数	31	60	3	1	95
	構成比	32.6%	63.2%	3.2%	1.1%	100%
経営トップ層(支配株主を含む)	件数	55	54	12	2	123
	構成比	44.7%	43.9%	9.8%	1.6%	100%
回答保留	件数	2	8	0	8	18
	構成比	11.1%	44.4%	0.0%	44.4%	100%
計	件数	165	296	26	16	503
	構成比	32.8%	58.8%	5.2%	3.2%	100%

■Ⅲ-10 この不正等との遭遇を解決するに当たり、どのような対応をとったか教えてください。
(無回答1)

回答	回答件数	構成比
①監査チーム内だけで解決した。	175	34.8%
②監査チームの他に監査事務所内の他の専門家や品質管理部門が関与した。	198	39.4%
③監査事務所全体の問題として対処した。	76	15.1%
④回答保留	54	10.7%
計	503	100%

※質問Ⅲ-1とⅢ-10とのクロス集計

「0-3年くらい前」の事案では、「7年前以前」の事案に比べて「①監査チーム内だけで解決した。」の割合が低く、「②監査事務所内の他の専門家や品質管理部門が関与した。」割合が高い。一つの解釈として、監査事務所における品質管理体制の整備が進んだことを示唆している可能性がある。

また、「4-6年くらい前」の事案では、①の割合が低く、②と「③監査事務所全体の問題として対処した。」の割合が高い。一つの解釈として、リーマンショック（2008年9月）の影響等や平成21年3月期から導入された内部統制監査が影響している可能性がある。

回答		①	②	③	④	計
0-3年くらい前	件数	46	70	21	7	144
	構成比	31.9%	48.6%	14.6%	4.9%	100%
4-6年くらい前	件数	31	60	26	13	130
	構成比	23.8%	46.2%	20.0%	10.0%	100%
7年前以前	件数	92	58	26	21	197
	構成比	46.7%	29.4%	13.2%	10.7%	100%
回答保留	件数	6	10	3	13	32
	構成比	18.8%	31.3%	9.4%	40.6%	100.0%
計	件数	175	198	76	54	503
	構成比	34.8%	39.4%	15.1%	10.7%	100%

※質問Ⅲ-2とⅢ-10とのクロス集計

上場企業の場合は、相対的に「①監査チーム内だけで解決した。」の割合が低く、「②監査事務所内の他の専門家や品質管理部門が関与した。」と「③監査事務所全体の問題として対処した。」の割合が高い。一つの解釈として、社会的な影響の大きい上場企業の場合、より慎重に対応していることを示唆している。

非営利法人の場合は、②の割合が低いにもかかわらず、③の割合が相対的に高いことが特徴的である。

回答		①	②	③	④	計
上場企業	件数	85	144	56	25	310
	構成比	27.4%	46.5%	18.1%	8.1%	100%
非上場営利企業	件数	73	44	12	14	143
	構成比	51.0%	30.8%	8.4%	9.8%	100%
非営利法人(公的機関を含む)	件数	16	8	8	4	36
	構成比	44.4%	22.2%	22.2%	11.1%	100%
回答保留	件数	1	2	0	11	14
	構成比	7.1%	14.3%	0.0%	78.6%	100%
計	件数	175	198	76	54	503
	構成比	34.8%	39.4%	15.1%	10.7%	100%

※質問Ⅲ-6とⅢ-10とのクロス集計

事案数は少なく、明確な分析は難しいものの、「通報窓口等への通報」や「報道機関の報道等」がきっかけで不正等に気付いたケースでは、相対的に「②監査事務所内の他の専門家や品質管理部門が関与した。」と「③監査事務所全体の問題として対処した。」の割合が高い。一つの解釈として、これらがきっかけで不正等に気付いたケースの多くは重大な問題であることを示唆している。また、監査法人によっては、従前より通報や報道があった場合は、必ず品質管理部門等が関与する規定があると考えられる。

回答		①	②	③	④	計
監査事務所の通報窓口等への通報	件数	2	12	7	0	21
	構成比	9.5%	57.1%	33.3%	0.0%	100%
報道機関による報道やウェブサイトなどでの噂・情報	件数	1	6	5	1	13
	構成比	7.7%	46.2%	38.5%	7.7%	100%
被監査会社(法人)の経営者、監査役等とのコミュニケーション	件数	31	56	17	10	114
	構成比	27.2%	49.1%	14.9%	8.8%	100%
被監査会社(法人)の従業員からの相談	件数	30	38	12	5	85
	構成比	35.3%	44.7%	14.1%	5.9%	100%
証憑突合、文書の査閲等の上記以外の監査手続	件数	103	62	28	18	211
	構成比	48.8%	29.4%	13.3%	8.5%	100%
回答保留	件数	8	24	7	20	59
	構成比	13.6%	40.7%	11.9%	33.9%	100%
計	件数	175	198	76	54	503
	構成比	34.8%	39.4%	15.1%	10.7%	100%

※質問Ⅲ-8とⅢ-10とのクロス集計

役員等、高位のポジションの者が関与する場合は、相対的に「③監査事務所全体の問題として対処した。」の割合が高いが、それほど顕著な差は見られない。

回答		①	②	③	④	計
管理職ではない従業員	件数	37	22	8	6	73
	構成比	50.7%	30.1%	11.0%	8.2%	100%
管理職(役員を除く)	件数	74	78	25	17	194
	構成比	38.1%	40.2%	12.9%	8.8%	100%
役員(経営トップを除く)	件数	27	41	19	8	95
	構成比	28.4%	43.2%	20.0%	8.4%	100%
経営トップ層(支配株主を含む)	件数	35	51	24	13	123
	構成比	28.5%	41.5%	19.5%	10.6%	100%
回答保留	件数	2	6	0	10	18
	構成比	11.1%	33.3%	0.0%	55.6%	100%
計	件数	175	198	76	54	503
	構成比	34.8%	39.4%	15.1%	10.7%	100%

※質問Ⅲ-9とⅢ-10とのクロス集計

外部の協力がある場合は、ない場合に比べ、「②監査事務所内の他の専門家や品質管理部門が関与した。」と「③監査事務所全体の問題として対処した。」の割合が高い。

一つの解釈として、外部の協力がある場合は、重大な不正等である場合や複雑なケースが多く、慎重に対処するケースが多いことを示唆している。

回 答		①	②	③	④	計
はい	件数	35	80	31	19	165
	構成比	21.2%	48.5%	18.8%	11.5%	100%
いいえ	件数	132	108	36	20	296
	構成比	44.6%	36.5%	12.2%	6.8%	100%
よくわからない	件数	6	8	7	5	26
	構成比	23.1%	30.8%	26.9%	19.2%	100%
回答保留	件数	2	2	2	10	16
	構成比	12.5%	12.5%	12.5%	62.5%	100%
計	件数	175	198	76	54	503
	構成比	34.8%	39.4%	15.1%	10.7%	100%

■Ⅲ-11 この「不正等との遭遇」を解決するに当たり、所属する監査事務所の外部の専門家の協力を得ましたか。(無回答1)

「外部専門家の協力を得た」事案は72件(14.3%)と比較的少ない。その大部分は、法律専門家(38件:53.5%)と不正調査の専門家(26件:36.6%)である。一つの解釈として、不正への対応に当たって、監査事務所に法的な問題が発生することが比較的多いことを示唆している。

なお、監査法人が不正調査等を専門に行う子会社等のグループ会社を持つケースも見受けられる。今回のアンケートでは、監査法人のグループ会社を「外部」に含めるか否かを明示しなかったため、回答者によって解釈が分かれている可能性がある点に留意が必要である。

回 答	回答件数	構成比
①はい	72	14.3%
②いいえ	380	75.5%
③回答保留	51	10.1%
計	503	100%

■Ⅲ-12 (Ⅲ-11が「はい」の場合にのみお答えください。)

その専門家は以下のうちどれに当たりますか。(母数72 無回答1)

回 答	回答件数	構成比
①法律専門家	38	53.5%
②資産評価の専門家	2	2.8%
③不正調査の専門家	26	36.6%
④情報システムの専門家	0	0.0%
⑤その他(具体的にご記入下さい)	3	4.2%
⑥回答保留	2	2.8%
計	71	100%

■Ⅲ-13 この「不正等との遭遇」の顛末を教えてください。(無回答1)

全体としては、「①被監査会社(法人)が財務諸表の修正に応じるなど、最終的に無限定適正意見の表明に支障がなかった。」の回答が圧倒的に多く、3分の2近くを占める(64.0%)。ただし、7年前以前のケースでは、相対的に①の割合が低く(56.9%)、「⑤監査契約の解除・解約により、監査意見を表明しなかった。」の割合が高い(12.7%)。

Ⅲ-1とⅢ-8のクロス集計では、経営トップ層の関与する割合が最近の事案になるほど、減少していることが示されている。一つの解釈として、7年前以前のケースにおいては、経営トップ層が関与する不正等の割合が高いため、それが監査契約の解除・解約につながるケースが多い原因と考えられる。

回 答	回答件数	構成比
①被監査会社(法人)が財務諸表の修正に応じるなど、最終的に無限定適正意見の表明に支障がなかった。	322	64.0%
②不正な会計処理は修正されなかったが、重要性の観点から最終的に無限定適正意見を表明した。	40	8.0%
③被監査会社(法人)の主張する会計処理等も会計基準違反であると一概に否定できないため、最終的には無限定適正意見を表明した。	20	4.0%
④無限定適正意見以外の監査意見(意見不表明を含む)を表明した。	13	2.6%
⑤監査契約の解除・解約により、監査意見を表明しなかった。	33	6.6%
⑥その他(具体的にご記入下さい)	29	5.8%
⑦回答保留	46	9.1%
計	503	100%

※質問Ⅲ-1とⅢ-13とのクロス集計

回 答		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	計
0-3年くらい前	件数	104	13	9	1	3	7	7	144
	構成比	72.2%	9.0%	6.3%	0.7%	2.1%	4.9%	4.9%	100%
4-6年くらい前	件数	91	9	4	5	4	8	9	130
	構成比	70.0%	6.9%	3.1%	3.8%	3.1%	6.2%	6.9%	100%
7年前以前	件数	112	15	7	7	25	14	17	197
	構成比	56.9%	7.6%	3.6%	3.6%	12.7%	7.1%	8.6%	100%
回答保留	件数	15	3	0	0	1	0	13	32
	構成比	46.9%	9.4%	0.0%	0.0%	3.1%	0.0%	40.6%	100%
計	件数	322	40	20	13	33	29	46	503
	構成比	64.0%	8.0%	4.0%	2.6%	6.6%	5.8%	9.1%	100%

■Ⅲ-14 この問題の顛末は、専門家としてあなた自身の満足のいくものでしたか。(無回答1)

全体としては、「はい(満足いくものだった)」との回答が、3分の2近く(63.2%)を占めた。「0-3年くらい前」と「7年前以前」を比較すると、「はい」の割合が増加し、「いいえ」の割合が減少している。Ⅲ-1とⅢ-13のクロス集計では、「7年前以前」のケースでは、被監査会社(法人)が財務諸表の修正に応じないケースが多いことが示されている。それが、満足するとの回答割合が低い理由と推察される。また、4-6年くらい前に関しては、「どちらともいえない」との回答割合が比較的多い。
 監査責任者は監査補助者に比べて「はい」の割合が高く、「どちらともいえない」の割合が低い。

回 答	回答件数	構成比
①はい	318	63.2%
②いいえ	36	7.2%
③どちらともいえない	95	18.9%
④回答保留	54	10.7%
計	503	100%

※質問Ⅲ-1とⅢ-14のクロス集計

回 答		①	②	③	④	計
0-3年くらい前	件数	104	5	24	11	144
	構成比	72.2%	3.5%	16.7%	7.6%	100%
4-6年くらい前	件数	77	6	34	13	130
	構成比	59.2%	4.6%	26.2%	10.0%	100%
7年前以前	件数	121	24	33	19	197
	構成比	61.4%	12.2%	16.8%	9.6%	100%
回答保留	件数	16	1	4	11	32
	構成比	50.0%	3.1%	12.5%	34.4%	100%
計	件数	318	36	95	54	503
	構成比	63.2%	7.2%	18.9%	10.7%	100%

※質問Ⅲ-3とⅢ-14とのクロス集計

回 答		①	②	③	④	計
監査業務責任者	件数	162	18	40	20	240
	構成比	67.5%	7.5%	16.7%	8.3%	100%
監査業務補助者	件数	146	17	52	25	240
	構成比	60.8%	7.1%	21.7%	10.4%	100%
回答保留	件数	10	1	3	9	23
	構成比	43.5%	4.3%	13.0%	39.1%	100%
計	件数	318	36	95	54	503
	構成比	63.2%	7.2%	18.9%	10.7%	100%

■Ⅲ-15 Ⅲ-14で「はい」「いいえ」「どちらでもない」と回答した理由を教えてください。(自由記入)

Ⅲ-15の回答内容をⅢ-13とⅢ-14の回答の組合せ別に分析を行った。

※質問Ⅲ-13とⅢ-14のクロス集計

回 答		①	②	③	④	計
①被監査会社(法人)が財務諸表の修正に応じるなど、最終的に無 限定適正意見の表明に支障がなかった。	件数	249	7	53	13	322
	構成比	77.3%	2.2%	16.5%	4.0%	100%
②不正な会計処理は修正されなかったが、重要性の観点から最終 的に無限定適正意見を表明した。	件数	22	5	10	3	40
	構成比	55.0%	12.5%	25.0%	7.5%	100%
③被監査会社(法人)の主張する会計処理等も会計基準違反である と一概に否定できないため、最終的には無限定適正意見を表明し た。	件数	7	5	5	3	20
	構成比	35.0%	25.0%	25.0%	15.0%	100%
④無限定適正意見以外の監査意見(意見不表明を含む)を表明し た。	件数	6	2	5	0	13
	構成比	46.2%	15.4%	38.5%	0.0%	100%
⑤監査契約の解除・解約により、監査意見を表明しなかった。	件数	14	4	9	6	33
	構成比	42.4%	12.1%	27.3%	18.2%	100%
⑥その他(具体的にご記入下さい)	件数	14	6	8	1	29
	構成比	48.3%	20.7%	27.6%	3.4%	100%
⑦回答保留	件数	6	7	5	28	46
	構成比	13.0%	15.2%	10.9%	60.9%	100%
計	件数	318	36	95	54	503
	構成比	63.2%	7.2%	18.9%	10.7%	100%

Ⅲ-13の質問「この不正等との遭遇」の顛末を教えてください。」に対する回答

「①被監査会社(法人)が財務諸表の修正に応じるなど、最終的に無限定適正意見の表明に支障が
なかった。」

Ⅲ-14の質問「この問題の顛末は、専門家としてあなた自身の満足のいくものでしたか。」に対する
回答

「①はい」

この組合せの回答が249件と一番多く、全回答503件の49.5%を占めている。この249件中56
件で、Ⅲ-15の質問に対して回答の記述があった。その記載内容は多岐にわたっているが、その回
答内容を分類すると以下のとおりである。

回答の内容による分類	回答件数	割合
財務諸表が修正されたことを主な理由に挙げているもの。	22	39.3%
財務諸表が修正されたことに加え、再発防止策や内部統制の改善が行われたことを挙げているもの。	12 (*)	21.4%
財務諸表が修正されたことに加え、他に類似の不正がないかについて、十分な調査が行われたり、不正の全貌が解明されたりし、監査人として十分な心証をもって意見表明ができたことを挙げているもの。	8	14.3%
財務諸表が修正されたことに加え、適切な社内処分、責任追及、損害賠償等、適切な事後処理が行われたことを挙げているもの。	5	8.9%
財務諸表が修正されたことに加え、経営者（被監査会社）を最終的に説得できたことを強調しているもの。	4	7.1%
その他	11	19.6%
回答者数合計（重複回答6人を除く）	56	100%

(*) 他との重複回答6を含む。

単に「財務諸表が修正されたこと」を理由に挙げている回答が多いものの、それに加えて、再発防止等の何らかの改善策が採られたことや（12件）、他に類似の不正がないか等の調査が十分行われたこと（8件）などが多く見られ、単に財務諸表が修正されればよいとは考えていない公認会計士も多いことがうかがえる。

一方、Ⅲ-13の回答が「被監査会社（法人）が財務諸表の修正に応じるなど、最終的に無限定適正意見の表明に支障がなかった。」であるにもかかわらず、Ⅲ-14の回答が「②いいえ」（7件）、「③どちらともいえない」（53件）との回答もある。「いいえ」の回答のうち6件で、「どちらともいえない」の回答のうち23件で、Ⅲ-15の質問に対する回答が記述されている。その記載内容は多岐にわたっているが、「②いいえ」と回答した6件と「③どちらともいえない」と回答した23件のコメントをその内容によって分類すると以下のとおりである。

コメントの記述内容の分類	②	③	合計	割合
経営者の反省がないなど、被監査会社（法人）のガバナンスの改善や再発防止策が採られていない（採られているか不明）。	1	5	6	20.7%
現状の監査制度で不正を発見することの困難さや監査人の責任が過重であることを指摘したもの。	1	3	4	13.8%
時間の制約等により全貌の解明や十分な調査が必ずしも行えなかったことを指摘したもの。	0	3	3	10.3%
過去の期間に不正が発見できなかったことなど、監査人側の対応に不十分な点があったことの反省を指摘したもの。	1	2	3	10.3%
被監査会社（法人）との関係悪化（契約解除を含む）	1	2	3	10.3%
その他	2	8	10	34.5%
合計	6	23	29	100%

被監査会社（法人）のガバナンス等の改善が行われていないことを指摘している回答（6件）が最も多く、Ⅲ-14の回答が「満足した」である場合の理由の記載と合わせて考えると、被監査会社（法人）のガバナンスや内部統制の改善が行われているか否かを重視する公認会計士が多いことを

示唆している。

■Ⅲ-16（Ⅲ-14の質問への回答が「はい」の場合にお答えください。（母数 はい：318）
この問題が満足のいく顛末となった要因としてはどれが当てはまりますか。（複数回答）

「①監査人の毅然たる態度」が6割強（62.3%）で一番多く、「④監査人と経営者又は監査役等ガバナンスを担う人との信頼関係」が続いて多い。なお、役員が不正等に関与している場合は、①の割合は8割を超える。高位のポジションの者が不正に関与していた場合こそ、「①監査人の毅然たる態度」が一層重要になることを示唆している。

回 答	回答件数	回答件数/ 母数(318)
① 監査人の毅然たる態度	198	62.3%
② 業界知識等の監査人の豊富な専門知識(監査事務所内の専門家によるものを含む)	63	19.8%
③ 監査役、主要株主等、被監査会社のガバナンスを担う人たちの協力	89	28.0%
④ 監査人と経営者又は監査役等ガバナンスを担う人との信頼関係	141	44.3%
⑤ 経営者の見識、決断	104	32.7%
⑥ その他(具体的にご記入下さい)	12	3.8%
⑦ 回答保留	3	0.9%
計	610	-

質問Ⅲ-8とⅢ-16のクロス集計

回 答		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	計
管理職ではない 従業員	件数	20	8	21	31	17	4	0	101
	分母：Ⅲ-8 (57)	35.1%	14.0%	36.8%	54.4%	29.8%	7.0%	0.0%	177.2%
管理職(役員を 除く)	件数	77	24	35	71	58	6	2	273
	分母：Ⅲ-8 (139)	55.4%	17.3%	25.2%	51.1%	41.7%	4.3%	1.4%	196.4%
役員(経営トップ を除く)	件数	47	20	17	21	17	0	0	122
	分母：Ⅲ-8 (58)	81.0%	34.5%	29.3%	36.2%	29.3%	0.0%	0.0%	210.3%
経営トップ層(支 配株主を含む)	件数	51	10	12	15	11	2	0	101
	分母：Ⅲ-8 (59)	86.4%	16.9%	20.3%	25.4%	18.6%	3.4%	0.0%	171.2%
回答保留	件数	3	1	4	3	1	0	1	13
	分母：Ⅲ-8 (5)	60.0%	20.0%	80.0%	60.0%	20.0%	0.0%	20.0%	260.0%
計	件数	198	63	89	141	104	12	3	610
	分母：Ⅲ-8 (318)	62.3%	19.8%	28.0%	44.3%	32.7%	3.8%	0.9%	191.8%

■Ⅲ-17（Ⅲ-14の質問への回答が「いいえ」の場合にお答えください。（母数 いいえ：36）
この問題が満足のいく顛末とならなかった要因としてはどれが当てはまりますか。（複数回答）

Ⅲ-14の質問への回答が「いいえ」（問題の結末が専門家として満足いくものではなかった。）
の回答が少数に留まっており、分析対象となる回答数そのものが少ない。

その中では、「⑤経営者の適切な財務報告への意識の低さ」を挙げる回答が多い。一つの解釈として、監査における二重責任の原則の下で、監査人の考える「満足な結果」（＝適切な財務報告の実現）のためには、経営者が適切な財務報告への意識を持つことの重要性が改めて示唆されている。

回 答	回答件数	回答件数/ 母数(36)
① 監査人のあいまいな態度	11	30.6%
② 監査人の業界知識等の知識・専門性の不足(監査事務所内の専門家によるものも含む)	1	2.8%
③ 監査役、主要株主等、被監査会社のガバナンスを担う人たちの非協力	8	22.2%
④ 監査人と経営者又は監査役等ガバナンスを担う人との信頼関係の欠如	6	16.7%
⑤ 経営者の適切な財務報告への意識の低さ	20	55.6%
⑥ その他(具体的にご記入下さい)	6	16.7%
⑦ 回答保留	2	5.6%
計	54	-

以 上

【参考】財務諸表監査と不正の関係について

—監査基準及び監査実務指針より要約—

財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。この監査人の意見には、不正によるか誤謬によるかを問わず、全体としての財務諸表に重要な虚偽表示がないことについて、合理的な保証²を得たとの監査人の判断を含んでいる。

すなわち、不正の発見は、財務諸表監査の直接的な目的ではないものの、監査人は、財務諸表の利用者に対する不正な報告又は資産の流用の隠避を目的とした重要な虚偽表示が財務諸表に含まれる可能性を考慮して、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施し、その結果、財務諸表の重要な虚偽表示がないことについて、高いレベルの保証を得る必要がある。

ただし、監査の固有の限界、すなわち、財務報告に主観的な判断や不確実性が含まれること、監査人による監査証拠の入手には実務上・法令上の制約があること、並びに監査を合理的な期間内とコストで実施する必要があることから、監査人が監査基準に準拠して適切に監査計画を策定し、これに基づき監査を適切に実施したとしても、重要な虚偽表示が発見されない可能性は残ることに留意が必要である。また、不正は他者を欺く行為を伴う意図的な行為であるために、監査人が不正による虚偽表示を発見できない可能性は、誤謬による虚偽表示が発見できない可能性よりも一般的に高くなる。

一方、適用される財務報告の枠組みに準拠して財務諸表を作成し、適正に表示する責任は、経営者にある。また、監査役等も財務報告プロセスを監視する役割を担っている。財務諸表監査は、この経営者や監査役等の責任を代替したり、軽減したりするものではない。この関係は、不正の防止及び発見についても同様であり、財務諸表監査は、経営者や監査役等の不正を防止し発見する責任を代替したり、軽減したりするものではない。

なお、近時の金融商品取引法上のディスクロージャーをめぐり、不正による有価証券報告書の虚偽記載等の不適切な事例が相次いでいることを背景に、企業会計審議会から平成25年3月に「監査における不正リスク対応基準」が公表され、平成26年3月期の上場企業等の監査から適用されている。同基準では、監査人の職業的懐疑心を強調するとともに、不正による重要な虚偽表示のリスクに対応した監査手続を明確化し、一定の場合には監査手続をより慎重に実施することを求めている。

以 上

¹ 財務諸表の虚偽表示は、その原因となる行為が意図的であるか否かによって、不正と誤謬に区別される。

² 監査には、固有の限界があるため、絶対的な保証を得ることができない。監査で求められる絶対的ではないが、高い水準の保証を「合理的な保証」と呼んでいる。